

広島県 西部 県税事務所長 様

令和6年度 個人 の 県 民 税 賦 課 異 動 報 告 書

東広島市長 高垣 廣徳

個人の県民税の賦課異動状況を広島県税条例第41条第2項及び第5項の規定によって、次のとおり報告します。

区 分		調 定 額										
		本 年 度 分					過 年 度 分					
		均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合計	
県 民 税	普通徴収分	当初賦課報告額①	23,928,600	992,265,100	1,016,193,700	0	1,016,193,700	262,600	8,757,600	9,020,200	9,020,200	
		①の増（減）額②	3,049,200	84,725,800	87,775,000	0	87,775,000	110,800	15,017,500	15,128,300	15,128,300	
		①＋②計③				(A)					(A')	
	年金特別徴収分	当初賦課報告額④	26,977,800	1,076,990,900	1,103,968,700	0	1,103,968,700	373,400	23,775,100	24,148,500	24,148,500	
		④の増（減）額⑤	19,526,300	219,380,100	238,906,400		238,906,400			0	0	
		④＋⑤計⑥	△ 339,100	△ 3,167,600	△ 3,506,700		△ 3,506,700			0	0	
	給与特別徴収分	当初賦課報告額⑦	108,672,100	5,612,156,300	5,720,828,400	20,969,000	5,741,797,400	0	0	0	0	
		⑦の増（減）額⑧	19,187,200	216,212,500	235,399,700		235,399,700			0	0	
		⑦＋⑧計⑨	108,672,100	5,612,156,300	5,720,828,400	20,969,000	5,741,797,400			0	0	
	③＋⑥＋⑨合計⑩	106,137,500	5,534,046,900	5,640,184,400	54,261,600	5,694,446,000	0	0	0	0	0	
		⑩のうち	152,302,500	6,827,250,300	6,979,552,800	54,261,600	7,033,814,400	373,400	23,775,100	24,148,500	24,148,500	
		⑩のうち			4,635,642,000	54,261,600	4,689,903,600			0	0	
	令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額（調定額）		前年度課税額のうち当該年度調定額	(D)	970,466,200	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E)	((A)+(B)+(C))	(F)	((D)+(E))	(F)	
市 町 民 税	普通徴収分	当初賦課報告額⑬	46,552,400	1,489,347,300	1,535,899,700	0	1,535,899,700	471,900	13,128,600	13,600,500	13,600,500	
		⑬の増（減）額⑭	6,010,500	127,136,700	133,147,200	0	133,147,200	195,100	22,534,300	22,729,400	22,729,400	
		⑬＋⑭計⑮	52,562,900	1,616,484,000	1,669,046,900	0	1,669,046,900	667,000	35,662,900	36,329,900	36,329,900	
	年金特別徴収分	当初賦課報告額⑯	38,909,800	329,270,700	368,180,500		368,180,500			0	0	
		⑯の増（減）額⑰	△ 686,000	△ 4,744,700	△ 5,430,700		△ 5,430,700			0	0	
		⑯＋⑰計⑱	38,223,800	324,526,000	362,749,800		362,749,800	0	0	0	0	
	給与特別徴収分	当初賦課報告額⑲	214,719,300	8,420,057,100	8,634,776,400	31,456,900	8,666,233,300			0	0	
		⑲の増（減）額⑳	△ 5,030,100	△ 117,220,500	△ 122,250,600	49,940,400	△ 72,310,200			0	0	
		⑲＋㉑計㉒	209,689,200	8,302,836,600	8,512,525,800	81,397,300	8,593,923,100	0	0	0	0	
	㉓＋㉒＋㉑合計㉔	300,475,900	10,243,846,600	10,544,322,500	81,397,300	10,625,719,800	667,000	35,662,900	36,329,900	36,329,900	36,329,900	
		㉔のうち			6,994,894,200	81,397,300	7,076,291,500			0	0	
		㉔のうち			1,517,631,600					0	0	
	令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額（調定額）		前年度課税額のうち当該年度調定額	(J)	1,463,566,900	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K)	((G)+(H)+(I))	(L)	((J)+(K))	(L)	
森 林 環 境 税	普通徴収分	当初賦課報告額㉖					15,128,900				0	
		㉖の増（減）額㉗					2,024,900				0	
		㉖＋㉗計㉘				(M)	17,153,800				(M')	
	年金特別徴収分	当初賦課報告額㉙					13,842,000				0	
		㉙の増（減）額㉚					△ 289,700				0	
		㉙＋㉚計㉛				(N)	13,552,300				(N')	
	給与特別徴収分	当初賦課報告額㉜					72,448,100				0	
		㉜の増（減）額㉝					△ 1,684,700				0	
		㉜＋㉞計㉟					70,763,400				0	
	㊱＋㉟＋㊱合計㊲						101,469,500				0	
		㊲のうち				(O)	58,215,300				0	
		㊲のうち					12,548,100				0	
	令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額（調定額）		前年度課税額のうち当該年度調定額	(P)	0	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q)	((O)+(N)+(O))	(R)	((P)+(Q))	(R)	
加 算 金	区分		過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計		過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計	
	県民税及び市町民税並びに森林環境税の合計額㊴					(O)					(O)	
	県民税㊵×(S)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区分		均等割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計		均等割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	
県税民義税務者の者納数	普通徴収分		4,154	12,120		16,274	14	688			702	
	年金特別徴収分		5,123	10,701		15,824					0	
	給与特別徴収分		5,790	63,700	395	69,885					0	
	計		15,067	86,521	395	101,983	14	688	0		702	
県民税の払込按分率		令和7年6月30日現在の特定按分率					0.39597131	(S) 確定按分率 — (F)+(F') / ((F)+(F'))+(L)+(L')+(R)+(R')				0.39636412

(注) 1 この報告書は、現年課税分（分離課税に係る所得割を含む。）の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。
2 ㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚及び㉛欄の増減額とは、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。
3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
4 県民税の払込の確定按分率については、現年課税（本年度分及び過年度分）の当該年度の収入額となるべき課税額（当該年度の調定額）の合計額によって算出することとし、分離課税に係る所得割額を「加算金」欄の「(F)」内には、調定件数を記入するものであること。
5 払込按分率は、市にあっては小数点以下8位、町にあっては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。
6 「県民税の納税義務者数」欄には、県民税の納税義務者の数を徴収方法の別ごとに記入すること。なお、複数の徴収方法により県民税を徴収する納税義務者の場合にあつては、主たる徴収方法の欄にその数を記入するものとし、徴収方法の別ごとに重複して計上しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

（森林環境税）
払込確定按分率

$$(R)+(R') / ((F)+(F'))+(L)+(L')+(R)+(R') = 0.00501791$$